

手数料設定の考え方について 【H22年度有料化及びR2年度料金改定】

H22家庭ごみ有料化の対象ごみの範囲及び料金算定の基本的な考え方

(1) 有料化の対象とするごみ

「燃やせるごみ・燃やせないごみ」、「燃やせるごみ・燃やせないごみ・資源ごみ」の2パターンを各自治体の事例を参考に検証・試算を行った結果、「燃やせるごみ・燃やせないごみ」を対象範囲とした場合の方が大きなごみ減量効果を上げており、また資源ごみについても適正分別が促進され大幅な増加を示していることから、「燃やせるごみ・燃やせないごみ」を恵庭市の家庭ごみ有料化の対象ごみの範囲とすることとなった。

(2) 手数料算定の考え方

手数料は、一定の役務(サービス)に対する対価として徴収するものであり、その金額は役務(サービス)の提供に要する経費とサービスの提供によって受ける利益を勘案して決定するべきとされており、家庭ごみ有料化導入の多くの自治体の例を見ると、手数料設定のプロセスには様々な手法が取られ、公式的なものがないのが当時の状況であった。

ごみの収集や処理・処分は、それを必要とする住民へのサービスの提供という側面と、市が行わなければならない義務という側面を併せ持っている。また、「役務(サービス)の提供によって受ける利益」という観点から考えると、ごみの収集運搬・中間処理・最終処分については、どの部分が欠けていても適正かつ円滑に行うことは難しく、管理経費や投資的経費はごみの収集・処理・処分するために付随する経費であることから全ての部分が一体となって行われるべきものであり、それぞれの経費については住民が直接的に関わる部分と間接的に関わる部分とがあるが、その一部分だけの負担を求めるといふことなく、必要とする経費全体の一部について住民負担を求めていくことが適切であると考えられる。

(3) 料金体系について

手数料の単価設定においては、今日の経済情勢などから市民にとって過度の負担とならないように配慮する一方、手数料の設定が安価すぎて減量効果を喚起することに結びつかないことがないように、また近隣自治体との料金設定の違いから区域外へのごみの流出や区域外からのごみの流入など不法投棄を防ぐことも考慮する必要がある。

以上のことから、市民負担については恵庭市のごみ処理に関わる総経費の33%(1/3程度)、年間負担額として5,655円/1世帯、月額負担額として471円/1世帯の負担をいただくことが適切であると考えられる。

R2ごみ焼却施設稼働に伴う料金体系の基本的な考え方

資料3-1

(1) ごみ処理手数料の算定方法について

ごみを多く排出する人ほど負担増となる現在の算定方式は、受益者負担の原則に則っており、かつごみの減量意識が働きやすいことから今後も継続することとし、家庭ごみ処理手数料の算定方式については家庭ごみ処理経費の総額の1/3を算定経費とする。事業系ごみ処理手数料の算定方式についても、それぞれのごみ処理経費のうち、事業系一般廃棄物は2/3を、産業廃棄物は3/3を算定経費とすることを継続する。

(2) ごみ処理手数料の算定経費とするごみ処理経費について

家庭系及び事業系ごみの処理手数料の算定元となるごみ処理経費について、従来はごみ袋の製造費などの間接的経費も含めていたが、手数料が提供役務の対価であることと焼却施設稼働による経費負担が増加することを踏まえ、ごみの収集や処分といった直接的経費のみに限定し、排出者の経費負担軽減を図る。

(3) 家庭ごみ処理手数料の料金体系について

一般家庭からごみ袋で排出されるごみは、従来は燃やせるごみ・生ごみ・燃やせないごみ・ケンごみ全ての処理に係る経費と総ごみ量から同一の処理手数料を算定していたが、ごみ焼却施設稼働に伴い、それぞれのごみ処理に要する経費に大幅な差が生じることから、ごみの種類毎に処理手数料を算定することとする。

ごみ焼却施設稼働後は燃やせないごみが大幅に減少することから、ごみの処理手数料について、燃やせるごみは燃やせないごみより低額になる見込であり、これによって一般家庭から排出される可燃物・不燃物の混合廃棄物について市民が自主的に分離を行うなどの効果が期待できる。

粗大ごみは1個当たりのごみ処理手数料を算定していたが、今後は素材や大きさによって処理工程が異なることから、品目を区分した数種類の処理手数料を算定する。

資源物は、収集経費が売払い収入を大幅に上回っているが、リサイクル促進の観点から、一般家庭から排出される資源物については無料回収を継続する。

(4) 事業系ごみ処理手数料の料金体系について

事業系ごみについては、事業系一般廃棄物と産業廃棄物を区分した2つの料金体系としていたが、ごみ焼却施設稼働後は家庭ごみ同様、ごみの種類毎に処理工程や経費に応じて処理手数料をそれぞれ算定する。

(5) 対象期間について

今回算定するごみ処理手数料は令和2年度から令和6年度までの5カ年とし、令和7年度以降のごみ処理手数料は、ごみ焼却施設稼働後のごみ処理量の推移や実際に生じる処理経費などを基に、令和4年度に改めて検証・算定を行うこととする。